



農域第4-28号  
令和3年3月9日

株式会社ゲネシス  
代表取締役社長 大橋 徳久 様

静岡県経済産業部農業局

地域農業課長 吉住 理恵子



### 特殊肥料生産業者届について

令和3年2月16日付けで届出のあった下記の肥料について、令和3年3月9日付けで受理しました。

については、別添のとおり届出副本を送付します。

#### 記

- 1 肥料の種類 堆肥
- 2 肥料の名称 まきのはらのちから
- 3 遵守事項
  - (1) ロット毎の製品の品質管理は製造者責任で実施し、品質の安定に努めること。
  - (2) 「原料名」、「主要な成分の含有量等」などの品質の表示が義務付けられているので、法及び告示に基づく表示をすること。（肥料の品質の確保等に関する法律第22条の2、平成30年2月9日付け農林水産省告示第329号関係）窒素全量、りん酸全量、加里全量の表示値の誤差の範囲は、表示値が3%以上の場合は、表示値のプラスマイナス10%、表示値が3%未満の場合は、表示値のプラスマイナス0.3%です。また、原料の食品残渣に動物由来たん白質が含まれる場合は、「この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用してください。」の表示をすること。
  - (3) 生産する事業場ごとに帳簿を備え、肥料を生産したときは、毎日、その名称及び数量を記載すること。また、肥料を購入または販売したときには、その都度、その名称、数量、年月日及び相手方の氏名又は名称を記載すること。（肥料の品質の確保等に関する法律第27条関係）
  - (4) 每年1月末日までに前年における生産数量及び販売数量を県に報告すること。（肥料の品質の確保等に関する法律施行細則第4条第2項関係）
  - (5) 肥料の名称、生産する事業所の名称・所在地及び保管する施設の所在地等に変更が生じた場合はその旨を県に届け出ること。また、生産を廃止した場合にもその旨を県に届け出ること。（肥料の品質の確保等に関する法律第22条第2項関係）

担当 農産環境班  
電話番号 054-221-2689